

2100 秋草学園短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の定めるところに従い、高等学校教育のうえに豊かな情操を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を養成し、未来社会に対応し得る健全有為な社会人を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第1条の二 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたり、その項目及び体制については、別に定める。

(名称・位置)

第2条 本学は、秋草学園短期大学という。

2 本学は、埼玉県所沢市泉町 1789 番地に置く。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
幼児教育学科 第一部	150 人	300 人
幼児教育学科 第二部	50 人	150 人
地域保育学科	100 人	300 人
文化表現学科	65 人	130 人
計	365 人	880 人

2 学科の編成については、別に定める。

(学科の教育研究上の目的)

第3条の二 幼児教育学科第一部及び第二部は、幼児教育に携わる者としての豊かな人間性と幅広い専門知識とともに、社会人としての高い倫理観を併せ持った人材の育成を目的とする。

2 地域保育学科は、子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成することを目的とする。

3 文化表現学科は、歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材の育成を目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、幼児教育学科第一部及び文化表現学科は2年、地域保育学科及び幼児教育学科第二部は3年とする。

2 幼児教育学科第一部及び文化表現学科の学生は4年を超えて、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の二学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

学園創立記念日 12月15日

春季休業日 3月21日から4月7日まで

夏季休業日 7月26日から8月31日まで

冬季休業日 12月26日から1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 必要がある場合、学長は、休業日にかかわらず授業を行う日を定めることができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(1年間の授業時間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業時間)

第8条の二 各授業科目の授業時間は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 本学の入学時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に別表2に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考等)

第12条 前条の入学志願者の選考については、教授会の議を経て学長が行う。

- 2 入学者の選抜に関し必要な事項は別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別表2に定める入学金、授業料、その他の学費を納付し、同時に正副2名の保証人を定めた身元保証書、その他本学指定の書類を提出しなければならない。

- 2 正保証人は保護者（保護者がいないときはこれに準じる親戚その他の者）、副保証人は公民権を有する者若しくは本学で適当と認められた者とする。
- 3 学長は、前2項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学・転学科)

第14条 本学に再入学、転入学又は本学における転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、教授会の議を経て選考し相当年次に入学、転学科を許可する。

- 2 前項の規定により入学又は転学科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。
- 3 入学検定料は別表2に定めるとおりとし、必要な手続は別に定める。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を詳細に具し正副2名の保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(転学)

第16条 他の大学等に転学を希望するものは、正副保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学することのできない者は、正副保証人連署の休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は、原則として、学年又は学期の始め(学年又は学期単位)からとし、1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
(2) 第18条第2項の定める休学の期間を超えてなお修学できない者
(3) 授業料その他の学費の納付を怠り催促してもなお納付しない者
(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 21 条 授業科目は、教養教育科目、専門教育科目とし、これを必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 本学において開設する授業科目の種類、単位数は別表1のとおりとする。
3 幼稚園教諭免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、幼児教育学科第一部の学生は2年以上、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は3年以上在学し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。
4 保育士資格を得ようとする場合は、幼児教育学科第一部の学生は2年以上、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は3年以上在学し厚生労働大臣の定める単位(児童福祉法施行規則第6条の二第1項第3号の規定による)を修得しなければならない。
5 司書の資格を得ようとする場合は、図書館法に基づき本学に定める図書館学に関する科目及び単位を修得しなければならない。

(授業・履修方法等)

第 21 条の二 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又これらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣若しくは厚生労働大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、

多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第21条の三 前条に定めるもののほか、授業科目の履修方法等については、別に定める。
(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、30時間をもって1単位とすることができる。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、15時間をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは、30時間をもって1単位とすることができる。また、芸術等の分野における個人授業による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (4) 卒業研究等については、その学修の成果を評価して単位を授与するものとし、それに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第23条 単位の認定の方法は、授業科目を履修した者について試験のうえ単位を与える。試験は、筆答、口述又は論文等の方法によって行い、その方法は各授業科目の担当者がこれを定める。

2 再試験又は追試験の機会を与えることができる。

(学習の評価)

第24条 試験等の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とする。C以上を合格とし、当該授業科目について所定の単位を与える。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、幼児教育学科第一部及び文化表現学科の学生は2年以上在学し、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は3年以上在学し、別表1に定めるところにより、必要な単位以上を修得しなければならない。

2 第21条の二第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の学科においては30単位、修業年限が3年の学科においては46単位を超えないものとする。ただし、幼児教育学科第二部については30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第26条 本学に幼児教育学科第一部及び文化表現学科の学生は2年以上在学し、地域保育学科及び幼児教育学科第二部の学生は3年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単

位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

第 26 条の二 前条の規定により卒業した者に、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第 27 条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
幼児教育学科第一部	幼稚園教諭二種免許状
幼児教育学科第二部	保育士資格
地域保育学科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格
	司書の資格
文化表現学科	司書の資格

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 27 条の二 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 27 条の三 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 27 条の四 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 27 条の二第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、第 27 条の二第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

第7章 検定料・入学料・授業料・その他の学費

(検定料金等の金額)

第28条 本学の入学検定料、入学金、授業料、その他の学費の金額は、別表2のとおりとする。納入時期、納入方法等については別に定める。

(退学、転学及び停学の場合の授業料等)

第29条 学期の途中で退学又は転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者は、当該期間の授業料及びその他の学費を全額納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第30条 休学を許可され又命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料等)

第31条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第32条 納付した検定料、入学金、授業料、その他の学費及び聴講料は、原則として還付しない。

第8章 教職員組織

(職員組織)

第33条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第34条 本学の重要事項で学長が必要と認めた事項を審議するための教授会を置く。

(構成)

第35条 教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(運営)

第36条 教授会の運営に関する事項については別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第37条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り

において、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第 23 条及び第 24 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 38 条 外国人で短期大学等において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 39 条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(罰則)

第 40 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 41 条 本学において必要と認めるときは、公開講座を設けることができる。

第 13 章 図書館

(図書館)

第 42 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 54 年度から昭和 56 年度において幼児教育学科第一部及び第二部の総定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

幼児教育学科第一部	昭和 54 年度	150 人
	昭和 55 年度	300 人

幼児教育学科第二部	昭和 54 年度	100 人
	昭和 55 年度	200 人
	昭和 56 年度	300 人

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年度から昭和 61 年度において、国文科及び経営科の総定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

国文科及び経営科	昭和 60 年度	各 100 人
	昭和 61 年度	各 200 人

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1 及び別表 1-2 の規定は、同日以降短期大学幼児教育学科の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-1 及び別表 1-2 の規定が適用されるまでの短期大学幼児教育学科の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 2 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 2 の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 及び別表 1-4 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3 及び別表 1-4 の規定が適用されるまでの短期大学の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 2 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 2 の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-3、別表 1-4 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-3、別表 1-4 の規定が適用されるまでの短期大学の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成9年度から平成10年度において、専攻科の総定員は、第43条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専攻科	幼児教育専攻	平成9年度	20人
		平成10年度	40人

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表2の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表2の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、改正後の別表3の規定は、平成11年4月1日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表3の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表3の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表3の規定が適用されるまでの短期大学専攻科幼児教育専攻の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1-1、別表1-2及び別表1-3の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表1-1、別表1-2及び別表1-3の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則を適用する。
- 2 平成13年度から平成15年度において、地域保育学科第一部、地域保育学科第二部、日本文化表現学科及びビジネスマネジメント学科の学生定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域保育学科第一部	50人	50人	50人	100人		
地域保育学科第二部	50人	50人	50人	100人	50人	150人
日本文化表現学科	70人	170人	70人	140人		
ビジネスマネジメント学科	80人	180人	80人	160人		

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 4 の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第 1 学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 4 の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5、別表 1-6 及び別表 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5、別表 1-6 及び別表 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-5 及び別表 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-5 及び別表 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 2 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 2 の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2、別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-2、別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-5、別表 1-7 及び別表 1-9 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-5 及び別表 1-7 の規定が適用されるまでの短期大学の教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の学則を適用する。
- 2 平成 17 年度から平成 19 年度において、地域保育学科第一部、地域保育学科第二部、日本文化表現学科及びビジネスマネジメント学科の学生定員は、第 3 条の規定にかかわ

らず、次のとおりとする。

学 科	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域保育学科第一部	80 人	130 人	80 人	160 人		
地域保育学科第二部	40 人	140 人	40 人	130 人	40 人	120 人
日本文化表現学科	60 人	130 人	60 人	120 人		
ビジネスマネジメント学科	60 人	140 人	60 人	120 人		

附 則

この学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の学則を適用する。
- 平成 19 年度から平成 21 年度において、地域保育学科及び文化表現学科の学生定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
地域保育学科	100 人	180 人	100 人	200 人	100 人	300 人
文化表現学科	100 人	100 人	100 人	200 人		

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2 及び別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。また、改正後の別表 3 の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表 1-2、別表 1-3 及び別表 3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 2 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る学費表から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 2 の規定が適用されるまでの学費表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-2 及び別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-2 及び別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-4 及び別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4、別表 1-5 及び別表 1-6 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-4、別表 1-5 及び別表 1-6 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-1、別表 1-2 及び別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 3 の規定は、同日以降短期大学専攻科幼児教育専攻の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-4、別表 1-5 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-4、別表 1-5 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-3 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-3 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る学習の評価から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の第 24 条の規定が適用されるまでの学習の評価については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度から平成 30 年度において、文化表現学科の学生定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成 29 年度		平成 30 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文化表現学科	65 人	165 人	65 人	130 人

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1-3 及び 1-7 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1-3 及び 1-7 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。ただし、改正後の第 14 条第 1 項及び第 2 項規定は、同日以降短期大学に在籍する学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1 の規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 2 前項の規定により改正後の別表 1 の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年度から平成 32 年度において、専攻科幼児教育専攻の学生定員は、第 43 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成 31 年度		平成 32 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
専攻科幼児教育専攻	0 人	20 人	0 人	0 人

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表 1 の規定は、同

日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。

- 前項の規定により改正後の別表1の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1-3-1及び1-3-2の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表1-3-1及び1-3-2の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表1の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表1の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年3月24日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年度から令和6年度において、幼児教育学科第二部の学生定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
幼児教育学科第二部	50人	250人	50人	200人	50人	150人

附 則

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、同日以降短期大学の第1学年に入学した学生に係る教育課程から適用する。
- 前項の規定により改正後の別表1の規定が適用されるまでの教育課程については、なお従前の例による。

別表1-1-1
(幼児教育学科)

授業科目の名称		開設 単位数	必修 単位数	選択 単位数	卒業要件 単位数	備 考
教養 教育 科目	日本国憲法	2	2		12 単 位	
	体育実技	1	1			
	体育講義	1	1			
	キャリアデザインⅠ	1	1			
	キャリアデザインⅡ	1	1			
	基礎演習Ⅰ	1	1			
	基礎演習Ⅱ	1	1			
	情報機器操作	2	2			
	英語	2		2 単 位 以 上		
	生活の科学	2				
	表現とアート	2				
	データサイエンス	2				
	SDGs入門	2				
	計	20				

教育課程表(案)

別表1-1-2
(幼児教育学科)

授業科目の名称		開設 単位数	必修 単位数	選択 単位数	卒業要件 単位数	備 考		
専門 教育 科目	保育の本質・目的 に関する科目	保育原理Ⅰ	2	2	↑	↑	1. 幼稚園教諭免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。 2. 保育士資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める単位を修得しなければならない。	
		保育原理Ⅱ	2					
		教育原理	2	2				
		子ども家庭福祉	2	2				
		社会福祉	2	2				
		子ども家庭支援論	2					
		社会的養護Ⅰ	2					
		社会的養護Ⅱ	1					
		保育者論	2					
	保育の対象の理解に に関する科目	保育の心理学	2	2				
		子ども家庭支援の心理学	2					
		子どもの理解と援助	1					
		子どもの保健	2	2				
		子どもの食と栄養	2					
		臨床心理学	2					
		心理学特講	2					
		保育・教育課程論	2					
	保育の内容・方法 に関する科目	保育内容総論	1					
		乳児保育Ⅰ	2					
		乳児保育Ⅱ	1					
		子どもの健康と安全	1					
		特別支援教育論	2					
		子育て支援	1					
		保育指導方法Ⅰ	1					
		保育指導方法Ⅱ	1					
		保育内容 演習	健康(指導法)	1				
			人間関係(指導法)	1				
	環境(指導法)		1					
	言葉(指導法)		1					
	造形表現(指導法)		1					
	音楽・身体表現(指導法)		1					
	幼児の運動遊び		1					
	幼児の音楽遊び		1					
	保育内容の理 解と方法	健康	1	1				
		人間関係	1	1				
		環境	1	1				
		言葉	1	1				
		造形表現	1	1				
		音楽・身体表現	1	1				
	音楽	音楽Ⅰ	1					
		音楽Ⅱ	1					
		音楽Ⅲ	1					
音楽Ⅳ		1						
幼児教育専門科目	教育社会学	2						
	教育方法・技術論	1						
	教育相談	2						
教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2						
保育実習	保育所実習Ⅰ	2						
	施設実習	2						
	保育所実習Ⅱ	2						
	保育所実習指導Ⅰ	1						
	施設実習指導	1						
	保育所実習指導Ⅱ	1						
教育実習	教育実習Ⅰ	2						
	教育実習Ⅱ	2						
	教育実習指導Ⅰ	1						
	教育実習指導Ⅱ	1						
計		82	18	32	50			
教 養 教 育 科 目		20	10	2	12			
総 計		102	28	34	62			

必修を除いて
32 単位以上

必修を含めて
50 単位以上

事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む

事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む

教育課程表

別表1-2-1
(地域保育学科)

授業科目の名称		開設 単位数	必修 単位数	選択 単位数	卒業要件 単位数	備 考
教養教育科目	日本国憲法	2	2		↑ 12 単 位 以 上 ↓	
	体育実技	1	1			
	体育講義	1	1			
	短大基礎講座	1	1			
	基礎学力講座	1	1			
	情報処理	2	2			
	英語	2	2			
	心理学入門	2		↑ 2 単 位 以 上 ↓		
	マンガ・イラスト表現	2				
	日本語表現	2				
	生命と科学	2				
	データサイエンス	2				
	SDGs入門	2				
計	22	10	2以上	12以上		

教育課程表

別表1-2-2
(地域保育学科)

授業科目の名称		開設 単位数	必修 単位数	選択 単位数	卒業要件 単位数	備 考	
専門教育科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理Ⅰ	2	2	↑	↑	1. 幼稚園教諭免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。 2. 保育士資格を得ようとする場合は、左記の開設単位数のうちから児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める単位を修得しなければならない。
		保育原理Ⅱ	2				
		教育原理	2	2			
		子ども家庭福祉	2	2			
		社会福祉	2	2			
		子ども家庭支援論	2				
		社会的養護Ⅰ	2				
		社会的養護Ⅱ	1				
		保育者論	2				
		福祉施設の現状	2				
		地域子育て支援論	2				
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	2			
		子ども家庭支援の心理学	2				
		子どもの理解と援助	1				
		子どもの保健	2	2			
		子どもの食と栄養	2				
		子どものための食育実習	1				
		臨床心理学	2				
		親子関係論	2				
	保育の内容・方法に関する科目	保育・教育課程論	2				
		保育内容総論	1				
		乳児保育Ⅰ	2				
		乳児保育Ⅱ	1				
		子どもの健康と安全	1				
		特別支援教育論	2				
		子育て支援	1				
	保育内容演習	健康(指導法)	1				
		人間関係(指導法)	1				
		環境(指導法)	1				
		言葉(指導法)	1				
		造形表現(指導法)	1				
		音楽・身体表現(指導法)	1				
	保育内容の理解と方法	健康	1	1			
		人間関係	1	1			
		環境	1	1			
		言葉	1	1			
		造形表現	1	1			
		音楽・身体表現	1	1			
	音楽	音楽Ⅰ	1				
		音楽Ⅱ	1				
		音楽Ⅲ	1				
		音楽Ⅳ	1				
		ソルフェージュ	2				
	幼児教育専門科目	教育社会学	2				
		教育方法・技術論	1				
		教育相談	2				
		保育指導法Ⅰ	1				
		保育指導法Ⅱ	1				
	教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2				
	総合演習	総合演習Ⅰ	2	2			
総合演習Ⅱ(卒業研究)		2	2				
子育て支援の理解	カウンセリング論	2					
	保育施設経営論	2					
	地域福祉	2					
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2					
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	2					
感性教育および体験学習	児童文化(感受性開発を含む)	2	2				
	地域活動Ⅰ	2	2				
	地域活動Ⅱ	2	2				
	インターンシップⅠ	2					
	インターンシップⅡ	2					
	レクリエーション論	2					
	レクリエーション実技	2					
保育実習	保育所実習Ⅰ	2					
	施設実習	2					
	保育所実習Ⅱ	2					
	児童館実習	2					
	保育所実習指導Ⅰ	1					
	施設実習指導	1					
	保育所実習指導Ⅱ	1					
	児童館実習指導	1					
教育実習	教育実習Ⅰ	2					
	教育実習Ⅱ	2					
	教育実習指導Ⅰ	1					
	教育実習指導Ⅱ	1					
計		118	28	53	81		
教 養 教 育 科 目		22	10	2	12		
総 計		140	38	55	93		

必修を除いて
53 単位以上

必修を含めて
81 単位以上

事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む

事前・事後指導を含む
事前・事後指導を含む

教育課程表

別表1-3-1
(文化表現学科)

授業科目の名称		開設 単位数	必修 単位数	選択 単位数	卒業要件 単位数	備考
教養教育科目	文学に親しむ	2		8 単 位 以 上	8 単 位 以 上	
	異文化コミュニケーション	2				
	情報と社会	2				
	現代社会入門	2				
	心理学	2				
	コミュニケーション論	2				
	データサイエンス	2				
	SDGs入門	2				
計		16	0	8以上	8以上	

学 費 表

別表 2

学科名 学費		幼児教育学科 第一部	文化表現学科	地域保育学科	幼児教育学科 第二部	
入学検定料	一回	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	願書提出時に納入する。
入 学 金	一回	300,000 円	300,000 円	300,000 円	180,000 円	入学時に納入する。
施設維持費	年額	250,000 円	150,000 円	200,000 円	140,000 円	各学科共に前期，後期に分けてそれぞれ半額ずつ納入。但し特に認めた場合は更に分納する事ができる。
授 業 料	年額	750,000 円	700,000 円	700,000 円	380,000 円	同 上
実 習 費	年額	60,000 円	20,000 円	40,000 円	40,000 円	同 上